

持続化補助金【一般型】新旧対照表

No	頁	第8版：10月22日	第9版：2月10日
1	表紙	<p>第4回受付締切： 2021年 2月 5日（金）[郵送：締切日当日消印有効] ※第5回受付締切以降（2021年度以降）については、今後改めてご案内します。</p> <p>電話番号 03-6447-2389</p> <p>補助金申請システム（名称：Jグランツ）が利用できます。</p> <p>◇感染拡大防止の取組（事業再開枠）を行う場合は、その</p>	<p>第5回受付締切： 2021年 6月 4日（金）[郵送：締切日当日消印有効] 第6回受付締切： 2021年10月 1日（金）[郵送：締切日当日消印有効] 第7回受付締切： 2022年 2月 4日（金）[郵送：締切日当日消印有効] ※第8回受付締切以降（2022年度以降）については、今後改めてご案内します。</p> <p>電話番号 03-6747-4602</p> <p>追記 電子申請をする場合は郵送での提出は必要ありません</p> <p>補助金申請システム（名称：Jグランツ）の利用になります。[現在準備中]</p> <p>追記 ◇本補助金は、給付金ではありませんので、審査があり、不採択になる場合があります。補助事業遂行の際には、自己負担が必要となり、原則後払いです。</p> <p>◇事業再開枠および特例事業者の上限引上げは、第4回締</p>

		取組も支援対象となります。 ※事業再開枠のみの申請はできません。 2020年10月	切までで終了いたしました。 2021年2月
2	P.2 上段	さらに、業種ごとのガイドラインに基づいた感染拡大防止の取組（事業再開枠）を行う場合は、定額補助・上限50万円を上乗せいたします。これに加えて、クラスター対策が特に必要と考えられる施設で事業を行う事業者（以下、「特例事業者(P13、14 参照)」という）については、さらに上限を50万円上乗せします。	削除
3	P.2	(注7) 補助上限額が200万円～2,000万円となります(連携する小規模事業者等の数により異なり、事業再開枠を含みます)。	(注7) 補助上限額が50万円～1,000万円となります(連携する小規模事業者等の数により異なります)。
4	P.2	第5回：2021年6月初旬頃 第6回：2021年10月初旬頃 第7回：2022年2月初旬頃	第5回：2021年6月4日(金) 第6回：2021年10月1日(金) 第7回：2022年2月4日(金)
5	P.3	(4)地域未来牽引企業または、地域未来投資促進法に基づく地域経済牽引事業計画の承認を受けた事業者	削除
6	P.3		追記 (5)補助金申請システムによる電子申請を行った事業者 ※地域未来牽引企業等加点は第4回締切までで終了いたしました。

			※事業再開枠および特例事業者の上限引上げは、第4回締切までで終了いたしました。
7	P. 3		図の修正・削除
8	P. 4		追記 4. 原則として、補助事業計画に記載のない新しい費目の追加はできませんのでご注意ください。
9	P. 4		追記 5. なお、追加で補助金事務局から提出を求められた書類については、定められた期日までに提出する必要があります。
10	P. 5		追記 9. GO TO トラベル
11	P. 11		追記 <確認事項> 本事業の補助対象者として申請する場合は、下記の項目についてご確認ください。 <法人のみが対象> 資本金又は出資金～～ <全ての事業者が対象> 過去3年のうち～～
12	P. 12	<第3回～第4回受付締切分に応募の場合のみ> 令和元年度補正予算事業（第1回～第3回受付締切分）の採択・交付決定を受け、補助事業を実施している（した）事業者か否か。 注	<全ての事業者が対象> 「申請を希望する回の受付締切日の前10か月以内に令和元年度補正予算 小規模事業者持続化補助金<一般型>の採択・交付決定を受け、補助事業を実施している（した）事業者か否か」

		<ul style="list-style-type: none"> ・第1回受付締切分に応募し、採択・交付決定を受けた事業者は、第2回～第4回受付締切分に重ねて応募できません。 ・第2回受付締切分に応募し、採択・交付決定を受けた事業者は、第3回・第4回受付締切分に重ねて応募できません。 ・第3回受付締切分に応募し、採択・交付決定を受けた事業者は、第4回受付締切分に重ねて応募できません。 	<p>注</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受付締切日の前10か月以内に、先行する受付締切回で採択を受けて、補助事業を実施した（している）者は申請できません（共同申請の参画事業者の場合も含みます）。 <p>P.64【参考8】再度申請が可能となる事業者をご参照下さい。</p>
13	P.12	<p><全ての事業者が対象></p> <p>「令和2年度補正予算 小規模事業者持続化補助金<コロナ特別対応型>の採択・交付決定を受け、補助事業を実施しているか否か」</p> <p>注</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コロナ特別対応型の第1回受付締切分に応募し、採択・交付決定を受けた事業者は、一般型の第2回～第4回受付締切分に重ねて補助金を受けることができません。 ・コロナ特別対応型の第2回受付締切分に応募し、採択・交付決定を受けた事業者は、一般型の第3回・第4回受付締切分に重ねて補助金を受けることができません。 ・コロナ特別対応型の第3回～5回受付締切分に応募し、採択・交付決定を受けた事 	<p><全ての事業者が対象></p> <p>「申請を希望する回の受付締切日の前10か月以内に令和2年度補正予算 小規模事業者持続化補助金<コロナ特別対応型>の採択・交付決定を受け、補助事業を実施しているか否か」</p> <p>注</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受付締切日の前10か月以内に、先行する受付締切回で採択を受けて、補助事業を実施した（している）者は申請できません（共同申請の参画事業者の場合も含みます）。 <p>P.64【参考8】再度申請が可能となる事業者をご参照下さい。</p>

		業者は一般型の第4回受付締切分に重ねて補助金を受けることはできません。	
14	P.12	<全ての事業者が対象> 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の取組を行い、事業再開枠の利用を希望するか否か。	削除
15	P.12	<下記に該当する事業者が対象> 特例事業者に該当し、上限引き上げを希望するか否か。	削除
16	P.12 政策加点項目	①給与支給総額増加 補助事業完了後の～1年で 1. <u>5%以上増加</u> ～1年で 1%以上増加させる計画)	体系変更 ①給与支給総額増加 補助事業完了後の～1年で 1. <u>5%以上増加</u> ～1年で 1%以上増加させる計画) ②給与支給総額増加 補助事業完了後の～1年で 3. <u>0%以上増加</u> ～1年で 2%以上増加させる計画)
17	P.12 政策加点項目	②事業場内最低賃金引き上げ	体系変更 ③補助事業完了から1年後、 ～ <u>+30円以上</u> の水準～ ④補助事業完了から1年後、 ～ <u>+60円以上</u> の水準～
18	P.12 政策加点項目	4. 地域未来牽引企業等加点	削除
19	P.13	これまでに実施した以下の全国対象の「小規模事業者持続化補助金」(※被災地向け公募事業を除く)の補助事業者に該当する者か。～ (1) ～ (2) ～	追記 (3) 令和元年度補正予算小規模事業者持続化補助金【一般型】で、持続化補助金の採択・交付決定を受け、補助事業を実施した事業者か否か。 (4) 令和2年度補正予算小規模事業者持続化補助金【コ

			ロナ特別対応型】で、持続化補助金の採択・交付決定を受け、補助事業を実施した事業者か否か。
20	P.15	I. 補助事業の内容 欄外	追記 ※採択時に、「事業者名称」および「補助事業で行う事業名称」等が一般公表されます。 ※各項目について記載内容が多い場合は適宜、行数・ページ数を追加できます。
21	P.16	※(2)の上限は50万円(特例事業者は100万円)。～～ 上限100万円(特例事業者は150万円)。	削除 (特例事業者は100万円) (特例事業者は150万円)
22	P.16	(iii)に該当すれば上限が150万円に	削除
23	P.16	iii 様式2-1において「特例事業者に該当し、上限引き上げを希望するか否か」で「該当する」を選択した者	削除
24	P.18		追記 <確認事項> 本事業の補助対象者として申請する場合は、下記の項目についてご確認下さい。 <法人のみが対象> 資本金又は出資金～～ <全ての事業者が対象> 過去3年のうち～～
25	P.19	<第3回～第4回受付締切分に応募の場合のみ> 令和元年度補正予算事業(第1回～第3回受付締切分)の採択・交付決定を受け、補助事業を実施している(した)	<全ての事業者が対象> 「申請を希望する回の受付締切日の前10か月以内に令和元年度補正予算 小規模事業者持続化補助金<一般型>の採択・交付決定を受け、補助事

		<p>事業者か否か。</p> <p>注</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1回受付締切分に応募し、採択・交付決定を受けた事業者は、第2回～第4回受付締切分に重ねて応募できません。 ・第2回受付締切分に応募し、採択・交付決定を受けた事業者は、第3回・第4回受付締切分に重ねて応募できません。 ・第3回受付締切分に応募し、採択・交付決定を受けた事業者は、第4回受付締切分に重ねて応募できません。 	<p>業を実施している（した）事業者か否か」</p> <p>注</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受付締切日の前10か月以内に、先行する受付締切回で採択を受けて、補助事業を実施した（している）者は申請できません（共同申請の参画事業者の場合も含みます）。 <p>P.64【参考8】再度申請が可能となる事業者をご参照下さい。</p>
26	P.19	<p><全ての事業者が対象></p> <p>「令和2年度補正予算 小規模事業者持続化補助金<コロナ特別対応型>の採択・交付決定を受け、補助事業を実施しているか否か」</p> <p>注</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コロナ特別対応型の第1回受付締切分に応募し、採択・交付決定を受けた事業者は、一般型の第2回～第4回受付締切分に重ねて補助金を受けることができません。 ・コロナ特別対応型の第2回受付締切分に応募し、採択・交付決定を受けた事業者は、一般型の第3回・第4回受付締切分に重ねて補助金を受けることができません。 ・コロナ特別対応型の第3回 	<p><全ての事業者が対象></p> <p>「申請を希望する回の受付締切日の前10か月以内に令和2年度補正予算 小規模事業者持続化補助金<コロナ特別対応型>の採択・交付決定を受け、補助事業を実施しているか否か」</p> <p>注</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受付締切日の前10か月以内に、先行する受付締切回で採択を受けて、補助事業を実施した（している）者は申請できません（共同申請の参画事業者の場合も含みます）。 <p>P.64【参考8】再度申請が可能となる事業者をご参照下さい。</p>

		～5 回受付締切分に応募し、採択・受付決定を受けた事業者は一般型の第 4 回受付締切分に重ねて補助金を受けることはできません。	
27	P. 19	<全ての事業者が対象> 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の取組を行い、事業再開枠の利用を希望するか否か。	削除
28	P. 19	<下記に該当する事業者が対象> 特例事業者に該当し、上限引き上げを希望するか否か。	削除
29	P. 19 政策加点項目	①給与支給総額増加 補助事業完了後の～1年で 1. <u>5%以上増加</u> ～1年で 1%以上増加させる計画)	体系変更 ①給与支給総額増加 補助事業完了後の～1年で 1. <u>5%以上増加</u> ～1年で <u>1%以上増加</u> させる計画) ②給与支給総額増加 補助事業完了後の～1年で 3. <u>0%以上増加</u> ～1年で <u>2%以上増加</u> させる計画)
30	P. 19 政策加点項目	②事業場内最低賃金引き上げ	体系変更 ③補助事業完了から1年後、 ～ <u>+30円以上</u> の水準～ ④補助事業完了から1年後、 ～ <u>+60円以上</u> の水準～
31	P. 19 政策加点項目	4. 地域未来牽引企業等加点	削除
32	P. 20	これまでに実施した以下の全国対象の「小規模事業者持続化補助金」(※被災地向け公募事業を除く)の補助事業者に該当する者か。～ (1) ～	追記 (3) 令和元年度補正予算小規模事業者持続化補助金【一般型】で、持続化補助金の採択・交付決定を受け、補助事業を実施した事業者か否か。

		(2) ～～	(4) 令和2年度補正予算小規模事業者持続化補助金【コロナ特別対応型】で、持続化補助金の採択・交付決定を受け、補助事業を実施した事業者か否か。
33	P.23 Ⅱ経費明細表		追記(2か所) ※経費の内訳に関しては、内容がわかるように記載してください。
34	P.23 下段	②複数の小規模事業者等による共同実施～～(最高500万円)	②複数の小規模事業者等による共同実施～～(最高1,000万円)
35	P.24	(iii)に該当すれば上限が150万円に	削除
36	P.24	iii 様式2-2において「特例事業者に該当し、上限引き上げを希望するか否か」で「該当する」を選択した者	削除
37	P.26 (公募要領様式5・交付規程様式第1)	1. 補助事業の目的および内容 補助事業計画書及び事業再開枠取組計画書のとおり * 補助事業計画書及び事業再開枠取組計画書は～～	1. 補助事業の目的および内容 補助事業計画書のとおり * 補助事業計画書は～～
38	P.26 (公募要領様式5・交付規程様式第1)	2. 補助事業の開始日および完了予定日	削除 ※再開枠において令和2年5月14日以降まで遡及して補助事業を実施しようとする場合は、その実施日を以下に記入してください。 (事業実施日: 令和 年 月 日)
39	P.26 (公募要領様式5・交付規程様式第1)	3. 補助対象経費 補助事業計画書及び事業再開枠取組計画書のとおり	3. 補助対象経費 補助事業計画書のとおり

	式第1)		
4 0	P. 26 (公募要領様式 5・交付規程様 式第1)	4. 補助金交付申請額 補助事業計画書及び事業再開 枠取組計画書のとおり	4. 補助金交付申請額 補助事業計画書のとおり
4 1	P. 28 1. 事業の目的	併せて、事業者が事業再開に 向け、業種別ガイドライン等 に照らして事業を継続する上 で必要最小限の感染防止対策 を行う取組について補助いた します。	削除
4 2	P. 28 2. 補助対象者	本補助金の補助対象者は、 (1)から(5)に掲げる要件 をいずれも満たす日本国内に 所在する小規模事業者等(単 独または複数の小規模事業者 等)であることとします。	本補助金の補助対象者は、 (1)から(8)に掲げる要件 をいずれも満たす日本国内に 所在する小規模事業者(個人、 又は日本国内に本店を有する 法人)等(単独または複数)で あることとします。
4 3	P. 29 2. 補助対象者 下段	(1) 法人税法上の収益事業 (法人税法施行令第5条に規 定される34事業)を行って いること	追記 なお、収益事業を行って いても、免税されていて確定申告 書の提出ができない場合は補 助対象外です。
4 4	P. 30 2. 補助対象者		追記 (2) 資本金又は出資金が5 億円以上の法人に直接又は間 接に100%の株式を保有され ていないこと(法人のみ) ※「間接に100%の株式を保 有」とは、補助対象者の株式 を直接に保有する者(A社) の資本金は5億円以上ではな いものの、A社の株式を直接 に保有する者(B社)の資本金 が5億円以上の場合で、以下 のような事例が該当する。<

			<p>図></p> <p>(3) 確定している(申告済みの)直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超えていないこと</p> <p>※上記への該当の有無の確認のため、必要がある場合には、納税証明書等の提出を求めることがあります。</p>
4 5	<p>P. 30</p> <p>2. 補助対象者</p>	<p>(4) 事業再開枠の利用を希望する方については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための取組を行うこと(申請書に記載させていただきます)。</p>	<p>削除</p>
4 6	<p>P. 34</p> <p>3. 補助対象事業</p> <p>(3) 以下に該当する事業を行うものではないこと。</p>	<p>また、「事業再開枠」の場合は、国だけでなく地方自治体による補助金等を含み、同一の経費について重複して補助金を受け取ることはできません。</p>	<p>削除</p>
4 7	<p>P. 45</p> <p>4. 補助対象経費</p> <p>(7) ①から⑬に～～下記に該当する経費は対象となりません</p>		<p>追記</p> <p>25) 購入額の一部又は全額に相当する金額を口座振込や現金により申請者へ払い戻す(ポイント・クーポン等の発行を含む)ことで、購入額を減額・無償とすることにより、購入額を証明する証憑に記載の金額と実質的に支払われた金額が一致しないもの</p>
4 8	<p>P. 46</p> <p>5. 補助率等</p>	<p>50万円(特例事業者除く)</p> <p>100万円(特例事業者のみ)</p>	<p>50万円</p>

	補助上限額 枠内	※) (1) ～～個人事業主 ・ 100万円 (特例事業者を 除く) ・ 150万円 (特例事業者の み※) (2) ～～ (ただし、1,500 万円を上限とします) (3) ～～ (その場合でも、 補助上限額は1,500万円 を上限とします。)	(1) ～～個人事業主につい ては、補助上限額が100万 円となります。 (2) ～～ (ただし、500万 円を上限とします) (3) ～～ (その場合でも、 補助上限額は1,000万円 を上限とします。)
49	P. 46 5. 補助率等	※特例事業者について	削除
50	P. 46～47 5. 補助率等 (2)「認定市区 町村～～	～～補助上限額は100万円 (特例事業者は150万円) に引き上がります。 <条件1～～> ②*2 特定創業支援等事業による支 援を受けた認定市区町村以外 の地域で創業した場合も対象 となります。	～～補助上限額は100万円 に引き上がります。 <条件1～～> ②*2 認定市区町村が行う特定創業 支援等事業による支援を受け た地域以外の地域で創業した 場合も対象となります。 追記 <条件2> ～～また、特定非営利活動法 人は、この補助上限引き上げ 措置の適用対象外です。
51	P. 47 6. 申請手続 (1) 受付締切 ～～	第4回受付締切：2021年 2月5日(金) [郵送：締切日 当日消印有効] ※第5回受付締切以降(20	第5回受付締切：2021 年6月4日(金) [郵送： 締切日当日消印有効] 第6回受付締切：2021

		21年度以降)については、今後、改めてご案内します。	年10月 1日(金) [郵送: 締切日当日消印有効] 第7回受付締切: 2022年 2月 4日(金) [郵送: 締切日当日消印有効] ※第8回受付締切以降(2022年度以降)については、今後改めてご案内します。
52	P. 48 6. 申請手続 (1) 受付締切 ～～	②～～(持参・宅配便での送付は受け付けません。)	追記 ④～～(持参・宅配便での送付は受け付けません。電子申請をする場合は郵送での提出は必要ありません。)
53	P. 49～50 6. 申請手続 【2. 採択審査時の政策加点付与を希望～～】	<p><採択審査時に「新型コロナウイルス感染症加点」の付与を希望する事業者> 「新型コロナウイルス感染症加点」は第2回受付締切分までで終了いたしました。第3回受付締切分以降は、「新型コロナウイルス感染症加点」はございません。</p> <p><採択審査時に「賃上げ加点」の付与を希望する事業者> ～～この「賃上げ加点」には、「給与支給総額増加」と「事業場内最低賃金引き上げ」の2種類がありますので、いずれか一方を選択してください。</p>	<p>削除</p> <p><採択審査時に「賃上げ加点」の付与を希望する事業者> ～～この「賃上げ加点」には、「給与支給総額増加①・②」と「事業場内最低賃金引き上げ③・④」の4種類がありますので、いずれか一つを選択してください。(「給与支給総額増加」と「事業内最低賃金引き上げ」に加点の差は設けておりませんが、より高い賃上げを計画された事業者に対し、更なる加点を実施するた</p>

		<p>(2) 事業場内最低賃金引き上げ</p>	<p>め、加点は①より②が高く、また③より④が高くなります)</p> <p>追記</p> <p>(2) 給与支給総額増加②</p> <p>①「経営計画書」(様式2)の「政策加点の付与を希望する」「賃上げ加点<②給与支給総額増加>に該当」欄にチェック</p> <p>②「補助事業完了後の1年間において、給与支給総額を<u>1年</u>で<u>3.0%以上</u>増加させる計画を有し、従業員に表明していること(被用者保険の適用拡大の対象となる小規模事業者が制度改革に先立ち任意適用を受けている場合は、<u>1年</u>で<u>2%以上</u>増加させる計画)分かる書類」(=従業員に表明した文書の写し)を申請書に添付して提出。(最低でも参考様式に記載されている内容が確認できない場合は加点対象外となります)</p> <p>*「被用者保険の任意適用を受けている」として<u>2%以上</u>増加させる計画の場合には、申請時に、併せて「任意特定適用事業所該当通知書」の写しを提出してください。</p> <p>追記</p> <p>(2) 事業場内最低賃金引き上げ④</p>
--	--	-------------------------	--

			<p>①「経営計画書」(様式2)の「政策加点の付与を希望する」「賃上げ加点<④事業場内最低賃金引上げ>に該当」欄にチェック</p> <p>②「補助事業完了から1年後、事業場内最低賃金(事業場内で最も低い賃金)を『<u>地域別最低賃金+60円</u>』以上の水準にする計画を有し、従業員に表明していることが分かる書類」(=従業員に表明した文書の写し)を申請書に添付して提出。(最低でも参考様式に記載されている内容が確認できない場合は加点対象外となります)</p>
54	P.53	<採択審査時に「地域未来牽引企業等加点」の付与を希望する事業者>	削除
55	P.53 (2)	電話番号 03-6447-2389 ◇申請書類は、郵送または電子申請～～	電話番号 03-6747-4602 追記 電子申請をする場合は郵送での提出は必要ありません。
56	P.55～56 表1：審査の観点 Ⅱ. 加点審査 ④積算の透明・適切性 *2	(1)～～ i) 補助事業完了後の1年間において、給与支給総額を1年で1.5%以上増加させる計画(被用者保険の適用拡大の対象となる小規模事業者が制度改革に先立ち任意適用を受けている場合は、1年で1%以上増加させる計画)	(1)～～ ①補助事業完了後の1年間において、給与支給総額を1年で1.5%以上増加させる計画(被用者保険の適用拡大の対象となる小規模事業者が制度改革に先立ち任意適用を受けている場合は、1年で1%以上増加させる計画)

		<p>ii) 補助事業完了から1年後、事業場内最低賃金（事業場内で最も低い賃金）を地域別最低賃金+30円以上の水準にする計画</p>	<p>②補助事業完了後の1年間において、給与支給総額を1年で3.0%以上増加させる計画（被用者保険の適用拡大の対象となる小規模事業者が制度改革に先立ち任意適用を受けている場合は、1年で2%以上増加させる計画）</p> <p>③補助事業完了から1年後、事業場内最低賃金（事業場内で最も低い賃金）を地域別最低賃金+30円以上の水準にする計画</p> <p>④補助事業完了から1年後、事業場内最低賃金（事業場内で最も低い賃金）を地域別最低賃金+60円以上の水準にする計画</p> <p>追記 (5) 補助金申請システム（名称：J グランツ）を用いて電子申請を行った事業者</p>
57	<p>P.56</p> <p>8. 事業実施期間等</p>		<p>追記</p> <p>第5回受付締切分 事業実施期間：交付決定日から実施期限（2022年3月31日（木））まで 補助事業実績報告書提出期限：2022年4月10日（日）</p> <p>第6回受付締切分 事業実施期間：交付決定日から実施期限（2022年7月31日（日））まで 補助事業実績報告書提出期</p>

			<p>限：2022年8月10日 (水)</p> <p>第7回受付締切分</p> <p>事業実施期間：交付決定日 から実施期限（2022年1 1月30日（水））まで</p> <p>補助事業実績報告書提出期 限：2022年12月10日 (土)</p>
58	<p>P. 59</p> <p>10. その他</p>		<p>追記</p> <p>⑩補助金事務局が要件確認等 のために、追加で書類の提出 を求めることがあります。そ の結果、申請要件等を満たし ていないことが判明した場合 には、交付決定の取消し等 を行うことがあります。</p>
59	P. 59	Ⅲ. 本事業（事業再開枠）につ いて	一式削除
60	P. 64		<p>追記</p> <p>【参考8】再度申請が可能と なる事業者について</p>
61	<p>P. 65～68</p> <p>Ⅳ. 応募時提出 資料</p>	<p>応募者全員【単独申請の場合】</p> <p>⑥電子媒体（CD-R・USB メモリ 等）【必須】</p> <p>応募者全員【共同申請の場合】</p> <p>⑥電子媒体（CD-R・USB メモリ 等）【必須】</p> <p>法人の場合</p>	<p>削除</p> <p>事業再開枠に関する申請書一 式</p> <p>追記（備考欄）</p> <p>◇電子申請の場合は不要で す。</p> <p>削除</p> <p>事業再開枠に関する申請書一 式</p> <p>追記</p> <p>株主名簿 写し1部</p> <p>◇P. 11 確認事項（共同申請</p>

		<p>特定非営利活動法人の場合</p> <p>採択審査時に「賃上げ加点」の付与を希望する事業者の場合</p> <p>採択審査時に「地域未来牽引企業等加点」の付与を希望する事業者の場合</p>	<p>の場合はP. 18)に出資者の名称、出資比率を記載されていない場合、株主名簿をご提出ください。</p> <p>追記（備考欄） ◇収益事業を行っていても、免税されていて確定申告書の提出ができない場合は応募できません。</p> <p>削除（備考欄） 1%以上</p> <p>項目削除</p>
6 2	P. 73 【重要】別紙： 各受付締切回における各種「基準日」等	<p>(1)「特定創業支援等事業」の対象期間</p> <p>(2)「地域未来牽引企業」の選定日、「地域経済牽引事業計画」の承認日の対象期間等</p> <p>(3)「基準日」等の公募要領読み替え表</p>	<p>第5回～7回の対象期間を追記</p> <p>項目削除</p> <p>(2)「基準日」等の公募要領読み替え表 第5回～7回を追記</p>
6 3	P. 73	<特例事業者について>	削除